

## 松田中学校 いじめ防止基本方針

本校では、「いじめをしない・させない・許さない」生徒の育成に努め、次のとおりいじめを防止するための基本的な方針を定めます。

### (定義)

- 1 「いじめ」とは「生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

### (学校及び学校の教職員の責務)

- 2 生徒の保護者、地域住民、教育委員会その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応します。

### (学校におけるいじめの防止)

- 3 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努めます。
- 4 いじめを防止するため、生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動や生徒が自主的に行う活動を支援し、生徒、保護者並びに教職員に対して、いじめ防止に向け取り組みを続けることの重要性について啓発に努めます。

### (いじめの早期発見のための措置)

- 5 いじめを早期に発見するため、原則月に1回、生徒に対してアンケート調査を行い、必要に応じて聴き取り調査等を実施します。
- 6 スクールカウンセラーの協力を得ながら、教育相談担当が中心となって、生徒及びその保護者並びに教職員のいじめに係る相談を行います。
- 7 いじめに係る相談に当たっては、家庭、地域社会等との連携のもと、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利、その他の権利利益が擁護されるよう配慮します。

### (いじめの防止等のための対策に関する資質の向上)

- 8 原則、職員会議後に生徒指導上の情報交換を行いいじめ防止に資するとともに、教職員対象のいじめ防止等のための対策に関する研修を実施します。